

品川区保育力強化事業補助金交付要綱

制定	平成27年12月9日	区長決定	要綱第509号
改正	平成31年3月27日	区長決定	要綱第58号
改正	令和3年8月6日	部長決定	要綱第274号
改正	令和6年1月10日	区長決定	要綱第1号
改正	令和6年10月8日	区長決定	要綱第320号
改正	令和7年3月24日	区長決定	要綱第48号
改正	令和7年7月18日	区長決定	要綱第179号

(目的)

第1条 品川区保育力強化事業（以下「強化事業」という。）は、品川区の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、事業者がその取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象施設・事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設・事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者（以下「設置者」という。）が設置する、品川区内に所在する次に掲げる施設または事業とする。

(1) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所および同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

(2) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表2の1（1）、（2）または（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

(3) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウまたはエの規定に基づき実施する定期利用保育事業。ただし、中核市に所在する事業は除く。

2 区長は、次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

- (2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反した前項各号に規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの

（対象経費）

第3条 この補助金の対象となる経費は、補助対象施設・事業所の運営費とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる加算項目について、別表第1から別表第5までに示す算定基準により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。なお、年度の途中に開設した施設・事業については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した施設・事業については廃止した日までに実施した事業により算定する。

（1） 特別保育事業等推進加算

別表1に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額

（2） 保育所地域子育て支援推進加算

ア 別表2に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額。ただし、保育拠点活動支援を除く。

イ 別表2に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額

（3） 第三者評価受審費加算

別表3に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額

（4） 認証保育所独自の取組加算

別表5に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額

(5) とうきょう すくわくプログラム推進事業

とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要項（令和6年3月29日付5子企企第676号）に定める事業に必要な経費について、別表4に示す算定基準により算定した額。

（補助金の交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに品川区保育力強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、品川区長（以下「区長」という。）に対し、補助金の申請をしなければならない。

（交付の決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区保育力強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、品川区保育力強化事業補助金請求書（第3号様式）により、補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に対し支払うものとする。

（交付の条件）

第9条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

設置者は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

設置者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

設置者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、設置者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、設置者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 設置者がアの命令に違反したときは、区長は、設置者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告書の提出

設置者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区保育力強化事業補助金実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。第2号イの規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(7) 補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育力強化事業補助金確定通知書（第5号様式）により設置者に通知するものとする。

(8) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(9) 決定の取消し

ア 区長は、設置者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消す。この場合において、区長は、品川区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、該当設置者に通知するものとする。

（ア） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (イ) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (エ) 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。
- イ アの規定は、第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

- ア 区長は、第1号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- イ 区長は、第7号の規定により設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約金

設置者は、第9号アの規定によりこの交付決定の全部または一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約金の計算

- ア 区長は、補助金の全部または一部が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- イ 前号の規定により、設置者が納付した違約金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 他の補助金等の一時停止等

区長は、設置者に対し、補助金の返還を命じ、設置者が当該補助金または違約金の全部または一部を納付しない場合において、設置者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(14) 財産処分の制限

- ア 補助事業により取得し、または効用が増加した価格が50万円以上の機械および

器具については、補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

イ 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。

ウ 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(15) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける設置者は、補助対象施設・事業の運営にあたっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(16) 財務情報等の公表

この補助金の交付を受ける設置者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成27年9月24日付27福保子保第691号決定）に定めるところにより、事業実施年度の補助対象施設・事業の運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者および当該補助対象施設・事業所の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。なお、財務情報の作成、公表をしない場合は、第9号の規定による。

(17) 施設・事業所に備える書類等

この補助金の交付を受ける設置者は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類および事業の実施状況を明らかにした書類（別表6に掲げる保管様式を含む。）を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(18) 消費税仕入控除税額の報告

ア 設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育力強化事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、アの規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、設置者がアの規定により付した条件に違反した場合において、必要があ

ると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第10条 補助金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年10月10日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「零歳児」とは、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）の第4の1または2に定める事業として品川区が助成する事業をいう。
- 3 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業または東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業として品川区が助成する事業をいう。
- 4 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 5 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、4に定める児童以外で、区長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級、4級または3級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童（聴覚障害については6級、4級または3級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 6 「障害児保育（その他）」のうち「知的」とは、4に定める児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
 - （1）品川区がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度または中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
 - （2）保護者の同意が得られないために6（1）に該当しない児童のうち、知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するにあたり、特に配慮が必要である。」と医師（嘱託医含む）、公認心理師または臨床心理士等が認めた児童で、6（1）に定める児童に相当すると品川区が判断した児童

- 7 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- 8 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所または福祉事務所が関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 9 「外国人児童」とは、両親、父または母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父または母の言語・習慣・食事等に特別な対応を要する児童のことをいう。
- 10 「保育所等体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所での生活を体験する事業をいう。ただし、当該施設・事業所の児童または児童に係る家庭、保育サービス（認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・定期利用保育）を利用している児童に係る家庭は地域の子育て家庭に含まない。
- 11 「出産を迎える親の体験学習」とは、出産前後の母親、父親、生後数か月で「保育所等体験」にはまだ早い乳児とその親または育児をする祖父母を対象に、保育所等において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことによって育児不安の軽減を図る取組をいう。ただし、当該施設・事業所を利用している児童の保護者、保育サービス（認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・定期利用保育）を利用している児童の保護者は対象とならない。
- 12 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生（学生）または他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導および育成することをいう。
- 13 「不適切保育防止研修」とは、専門家による、不適切保育防止に関する理解・取組を深めるための研修をいう。
- 14 「メンタルヘルス研修」とは、専門家による、職員のメンタルヘルス不調等への相談対応に関する体制整備・マニュアル作成等をテーマにした研修をいう。
- 15 「育児講座、育児相談」とは、当該認証保育所の利用者を除く地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座または育児相談を行う取組をいう。
- 16 「健康増進支援」とは、当該認証保育所の利用者を除く地域の子育て家庭を対象に、嘱託医等と連携して実施する健康相談を行う取組をいう。
- 17 「職員研修、外部研修」とは、年間を通して、東京都認証保育所事業実施要綱（平

成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号) 7 で規定する基準職員を構成する職員の 6 割以上が受講する外部講師による保育・保育人材の育成等に関する園内研修会等または当該認証保育所の保育従事職員が 2 名以上（実人数）受講する保育・保育人材の育成等に関する東京都や区市町村等が主催する外部研修をいう。

別表1 特別保育事業等推進加算

加算項目			加算項目の対象	算定基準				補助対象施設・事業
				対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	
1	零歳児保育		零歳児保育を実施している事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業
2	病児・病後児保育事業		病児・病後児保育事業実施施設・事業(体調不良児対応型を除く。)	延べ利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認証保育所
3	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)		一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)
4	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)		一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	
5	障害児保育(特児対象)		障害児保育実施施設・事業(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業
6	障害児保育 (その他)	知的	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、知的障害児等を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数	
7		身体	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数	
8	アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、個別に除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業
9	育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業
10	外国人児童受入れ		両親、父または母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目				加算項目の対象	基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業	
1	次世代育成 支援	小中高生の育児体験受け入れ		小中高生の職場体験、育児 体験等を受け入れを実施し ている施設・事業	年10日以上	600,000	認証保育所	
2	育児不安の 軽減	保育所等体験		地域の子育て家庭が、在園 時とともに保育所等の生活を 体験する取組を実施している 施設・事業	年5回または延べ10人以上	300,000		
					年10回または延べ20人以 上	600,000		
3		出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を 実施している施設・事業	年3回または延べ6人以上	300,000		
					年6回または延べ12人以上	600,000		
4	保育人材の 確保・育成	保育拠点活 動支援	基本分		保育士・看護師・栄養士の実 習生(学生)や研修生(他法 人の新設保育所職員等)を 職場に受け入れ指導・育成 し、学校等に報告を行う取組 を実施している施設・事業	年3人以上		400,000
						年6人以上		800,000
			加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習 に加え、保育所等体験学習、 一時預かり事業または定期 利用保育事業に係る研修・ 実習を実施している施設・事 業	基本分年3人以上		50,000
						基本分年6人以上		100,000
				(イ)	基本分の一般の研修・実習 に加え、病児・病後児保育に 係る研修・実習を実施してい る施設・事業	基本分年3人以上		50,000
						基本分年6人以上		100,000
5	専門家によ る研修実施	不適切保育防止研修		不適切保育防止研修を実施 している施設・事業	実施回数1回かつ研修参加 延べ人数10人以上	100,000		
					実施回数2回または3回か つ研修参加延べ人数20人以 上	200,000		
					実施回数4回かつ研修参加 延べ人数40人以上	400,000		
		メンタルヘルス研修		メンタルヘルス研修を実施し ている施設・事業	実施回数1回かつ研修参加 延べ人数10人以上	100,000		
					実施回数2回または3回か つ研修参加延べ人数20人以 上	200,000		
					実施回数4回かつ研修参加 延べ人数40人以上	400,000		

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	加算項目の対象	算定基準	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間において、福祉サービス第三者評価「「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指指第638号)」の受審および結果の公表を行う施設	福祉サービス第三者評価の受審および結果の公表を行う施設が、評価機関に対して支払った額を補助額とする。ただし60万円を上限とする。	認証保育所

別表4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額(円)	補助対象施設・事業
とうきょう すくわくプログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要項(令和6年3月29日付5子企第676号)に定める事業実施に必要な経費(給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料および賃借料、工事費)。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	認証保育所 家庭的保育事業(都制度)

別表5 認証保育所独自の取組加算

加算項目		加算項目の対象		算定基準			補助対象施設・事業
認証保育所独自の取組	育児講座、育児相談	地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座又は育児相談を行う施設(1回あたりの参加者は3組以上いること)		年3回以上実施した場合、施設当たり10万円			認証保育所
	健康増進支援	地域の子育て家庭を対象に、囃託医等と連携して実施する健康相談を行う施設(1回あたりの参加者は3組以上いること、1回以上は園の囃託医と連携し実施していること)		年6回以上実施した場合、施設当たり20万円			
	職員研修、外部研修	外部講師等による園内研修会や、外部研修への職員参加支援を行う施設		年2回以上実施した場合、施設当たり10万円			
加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業
認証保育所独自の取組	看護職等配置	看護師等の専門資格を有する職員を配置し、零歳児および1歳児の異常の有無の確認等を行い、かつ産休明け保育を行う施設	毎月初日 零歳児および1歳児在籍数合計	月額	13,930	単価×延べ零歳児および1歳児在籍数合計	認証保育所
		看護師等の専門資格を有する職員を配置し、零歳児および1歳児の異常の有無の確認等を行う施設	毎月初日 零歳児および1歳児在籍数合計	月額	7,150	単価×延べ零歳児および1歳児在籍数合計	

施設に備える書類一覧

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
別表1 特別保育事業等推進加算			
1	零歳児保育	在籍児童名簿 (各月別)	
2	病児・病後児保育事業	保管様式1	日々の利用児童名簿
3、4	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式2	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)
5～7	障害児保育	保管様式3	障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳・医師の診断書等の写し
8	アレルギー児対応	保管様式4	該当する児童ごとに、医師の診断書(指示書)の写し および除去・代替食メニューの記録 ※解除の際は保護者の解除申請書の写し
9	育児困難家庭への支援	保管様式5	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録
10	外国人児童受入れ	保管様式6	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
別表2 地域子育て支援推進加算			
1	小中高生の育児体験受入れ	保管様式7	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)および生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
2	保育所等体験	保管様式8	実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
3	出産を迎える親の体験学習	保管様式8	実施回ごとに日時・内容記載した実施記録、広報、写真など
4	保育拠点活動支援	保管様式9	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文および実習生を受入れた実績がわかるもの
5	不適切保育防止研修 メンタルヘルス研修	保管様式10	地域の他施設へ呼びかけたことがわかる記録(ホームページ画面のコピー、メール、紙媒体など)、講師の概略・経歴、研修資料等、参加者名簿
別表3 第三者評価受審費加算		評価機関との契約書・領収書 第三者評価受審結果報告書一式	
別表4 とうきょう すくわくプログラム推進事業		給与明細書、契約書、領収書等経費の内容を証明するものおよび活動報告書	
別表5 認証保育所独自の取組み			
	育児講座、育児相談	保管様式11	ホームページを印刷したものや、案内パンフレットなど、参加者募集案内が分かる書類など実施状況が把握できるもの
	健康増進支援	保管様式12	ホームページを印刷したものや、案内パンフレットなど、参加者募集案内が分かる書類および嘱託医等との契約書の写しなど実施状況が把握できるもの
	職員研修、外部研修	保管様式13	開催通知など研修の概要が分かる書類、外部講師招聘の事実が分かる書類(契約書、領収書等)、募集案内や受講決定に係る通知など実施状況が把握できるもの
	看護職等配置	在籍児童名簿 (各月別)	直接の対面により看護師等が実施した園児ごとの健康観察の記録、園児ごとの個人差に応じた給食の提供を実施したことが分かるもの、生後57日目から零歳児を受け入れる旨が記載されたパンフレットなど

各加算項目の要件を満たすことがわかる書類を施設に備えるように記載してください。

保管樣式1

病児・病後児保育事業

年度

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

保管様式3-①

障害児保育＜特別児童扶養手当対象児童＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注：認定日または診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜特児＞ 特別児童扶養手当対象児童（身体の場合：障害級別1級から3級程度、知的の場合：愛の手帳判定基準1度（最重度）から3度（中度）程度）

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類
月別在籍児童数														

＜注意＞

「特別児童扶養手当対象児童」については、次のいずれかの根拠書類が必要

- ① 愛の手帳（1度から3度程度）の写し
- ② 身体障害者手帳（1級から3級程度）の写し
- ③ 上記①、②に該当することが記載された診断書等

保管様式3-②

障害児保育＜その他(知的)＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日または診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他(知的)＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、愛の手帳判定基準4度(軽度)又は3度(中度)程度に該当すると診断され、日常集団保育を実施するに当たり特に配慮が必要な児童

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類(該当に✓をつける)	
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
月別在籍児童数															

保管樣式3-③

障害児保育＜その他(身体)＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。 <例>6月10日に認定を受ける。 ⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他(身体)＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、障害級別5級、4級または3級程度に該当すると区市町村が認めた児童

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類(該当に✓をつける)	
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
月別在籍児童数															

各月初日のアレルギー対応児について該当欄に○を記入する。

注①: 医師の診断に基づき、除去食等の対応をとった児童について記入すること。

(該当児童の医師の診断書、指示書または生活管理指導票および除去メニューを各施設において保管すること。)

注②:アレルギーの診断を受けた日が月途中の場合は、翌月から加算対象となる。

＜例＞6月10日に診断を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。 6月1日に診断を受ける。⇒ 6月から加算対象となる。

注③：診断を受けた日と医師の診断書、指示書または生活管理指導票に記載されている除去開始日が異なる場合は、「診断を受けた年月日」に除去開始日を記入すること。

[illegible][illegible]

保管様式5

育児困難家庭への支援

年度

各月初日に在籍している対象児について該当欄に○を記入する。

対象人数集計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	連携している関係機関の種類(該当に✓をつける)			
1														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
2														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
3														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
4														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
5														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
6														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
7														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
8														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
9														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
10														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
11														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
12														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
13														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
14														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
15														☐ 児童相談所	☐ 子ども家庭支援センター	☐ 保健所	☐ 福祉事務所
月別在籍児童数																	

保管様式6

年度

各月初日に在籍し、次の①または②の条件に該当する外国人児童を対象とする。

①児童の言語・食事・宗教に特別な対応が必要 ②保護者の言語に特別な対応が必要
※外国人児童というだけでは対象とならない。

[illegible][illegible]

保管様式7

次世代育成支援（小中高生の育児体験受入れ）

年度

加 算 項 目			基準	実 施 回数等	実 施 状 況										
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	年10日以上	日	記入内容	1	2	3	4	5	6	7	8		
					実施月日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
					学校名										
					参加人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
					記入内容	9	10	11	12	13	14	15	16		
					実施月日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
					学校名										
					参加人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

[illegible]

合計人数		人
実習の加算内容	ア	イ

加算項目			基準	番号	実習生氏名・所属	実施内容 ※実習期間が前期・後期など 複数回の場合は②③に追記	実施期間			実習の加算内容 ※実施した場合のみ片方または両方を選択		加算内容の実施期間					
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	年3人以上・ 年6人以上	1	実習生氏名	オリエンテーション※1人1回のみ	月	日									
						実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
					実習生所属	実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
						実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
				2	実習生氏名	オリエンテーション※1人1回のみ	月	日									
						実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
					実習生所属	実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
						実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
				3	実習生氏名	オリエンテーション※1人1回のみ	月	日									
						実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
					実習生所属	実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日
						実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」または「定期利用保育事業」 イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日

1	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計
2	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計
3	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者数
			所属	氏名	職員・外部専門家		
1					職員・外部専門家		
2					職員・外部専門家		
3					職員・外部専門家		
4					職員・外部専門家		
5					職員・外部専門家		
6					職員・外部専門家		
7					職員・外部専門家		
8					職員・外部専門家		
9					職員・外部専門家		
10					職員・外部専門家		
11					職員・外部専門家		
12					職員・外部専門家		

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者数
			医療機関名	医師名	嘱託医またはその他		
1					嘱託医・その他		
2					嘱託医・その他		
3					嘱託医・その他		
4					嘱託医・その他		
5					嘱託医・その他		
6					嘱託医・その他		

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

基準職員を構成する職員数 注	うち6割
	人

注 非常勤職員を含めた、基準職員を構成する職員全員の人数をご記載。月によって異なる場合は、当該年度の最大人数を記載。

[illegible]

第1号様式

年 月 日

品川区長あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者名

年度品川区保育力強化事業補助金交付申請書

標記の件について、 年度品川区保育力強化事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度品川区保育力強化事業補助金 事業計画書（別紙2）

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額						補助所要額 (G=F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプ ログラム推進事業 (D)	5 認証保育所独自の取組 加算 (E)	計 (F=A+B+C+D+E)	

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額						補助所要額 (G=F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプログラム推進事業 (D)	5 認証保育所独自の取組加算 (E)	計 (F=A+D)	

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名 _____

算定基準による算定額						補助所要額 (G=F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプ ログラム推進事業 (D)	5 認証保育所独自の取組加 算 (E)	計 (F=A)	

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

加算項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
		零歳児保育	病児・病後児保育事業	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	障害児保育（特児対象）	障害児保育（その他）		アレルギー児対応	育児困難家庭への支援	外国人児童受入れ	
							知的	身体				
児童数（人）	4月											
	5月											
	6月											
	7月											
	8月											
	9月											
	10月											
	11月											
	12月											
	1月											
	2月											
	3月											
	計											
	単価（円）		4,770	6,800	1,460	2,920	45,000	38,000	31,000	22,000	30,000	9,000
合計（円）												

2 地域子育て支援推進加算

加算項目			基 準(実施回数等)	単価(円)	実施予定回数等			金額（円）	備考	
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		年10日以上	600,000				日	
2	育児不安の軽減	保育所等体験		年5回 又は 延10人以上	300,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年10回 又は 延20人以上	600,000		回		人	
出産を迎える親の体験学習		年3回 又は 延6人以上	300,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。		
		年6回 又は 延12人以上	600,000		回		人			
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000				人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000				人	
			加算（ア）	基本分年3人以上	50,000				人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。 また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000				人	
			加算（イ）	基本分年3人以上	50,000				人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。 また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000				人	
5	専門家による研修実施	不適切保育防止研修を実施している施設・事業	実施回数 1 回かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			実施回数 2 回または 3 回かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000		回		人		
			実施回数 4 回かつ研修参加延べ人数40人以上	400,000		回		人		
			実施回数 1 回かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000		回		人		

		メンタルヘルス研修を実施している施設・事業	実施回数 2 回または 3 回かつ研修参加延べ人数20人以上	200, 000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
			実施回数 4 回かつ研修参加延べ人数40人以上	400, 000		回		人	
合 計(円) (B)									

3 第三者評価受審費加算

(単位：円)

項目	実施予定月		上限額 (円)	支出予定額	選定額 (B)
第三者評価受審費		月	600,000		

4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額 (円)	支出予定額 (円)	選定額 (円) (D)
とうきょう すくわくプログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱（令和6年3月29日付5子企令第676号）に定める事業実施に必要な経費（給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料および賃借料、工事費）。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	0	0

5 認証保育所独自の取組加算

加算項目		基準	実施予定回数(回)		金額 (円)	合計額 (C) (円)
認証保育所独自の取組み	育児講座、育児相談	年3回以上			0	
	健康増進支援	年6回以上			0	
	職員研修、外部研修	年2回以上			0	
加算項目		対象児童数(延べ人)	利用者一人当たり	単価(円)	金額 (円)	
認証保育所独自の取組み	看護師職等配置 産休明け保育実施		月額	13,930	0	
	看護師職等配置 産休明け保育未実施		月額	7,150	0	

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

加算 項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
		零歳児保育	病児・病後児 保育事業	一時預かり事業・定期利用 保育事業（4 時間未満）	一時預かり事業・定期利用 保育事業（4 時間以上）	障害児保育 （特児対象）	障害児保育（その他）		アレルギー児 対応	育児困難家庭 への支援	外国人児童受 入れ	
							知的	身体				
児 童 数 （人）	4月											
	5月											
	6月											
	7月											
	8月											
	9月											
	10月											
	11月											
	12月											
	1月											
	2月											
	3月											
	計											
	単価(円)		4,770	6,800	1,460	2,920	45,000	38,000	31,000	22,000	30,000	9,000
合計(円)												

4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額（円）	支出予定額（円）	選定額（円）（D）
とうきょう すくわく プログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施 要綱（令和6年3月29日付5子企第67 6号）に定める事業実施に必要な経費（給 料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料 費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信 運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託 料、保険料、使用料および賃借料、工事 費）。 ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	0	0

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

[illegible]

年度品川区保育力強化事業補助金 事業計画書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設・事業種別		
4	施設・事業所名		
	施設・事業所所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	施設・事業所の運営方針		

第 2 号様式

第 年 月 号
日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育力強化事業補助金交付決定通知書

品川区保育力強化事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、 年度保育力
強化事業補助金の交付を下記のとおり決定します。

記

交付決定金額 円

内訳



第3号様式

年 月 日

品川区長 あて

品川区保育力強化事業補助金 請求書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

年度品川区保育力強化事業補助について、上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地）

代表者氏名 印

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者名

年度品川区保育力強化事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度品川区保育力強化事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書（別紙1）
- 3 年度品川区保育力強化事業補助金 事業実績報告書（別紙2）

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額						補助所要額 (G = F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプログラム推進事業 (D)	5 認証保育所独自の取組 加算 (E)	計 (F = A + B + C + D + E)	

(単位：円)

交付決定済額 (H)	確定額 (I = G と H を比較して少ない方の額)	受入済額 (J)	差引過不足額 (K = I - J)

別紙 1（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

算定基準による算定額						(単位：円)
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプログラム推進事業 (D)	3 認証保育所独自の取組 加算 (E)	計 (F = A+D)	補助所要額 (G = F) 千円未満切り捨て

(単位：円)			
交付決定済額 (H)	確定額 (I = G と H を比較して少 ない方の額)	受入済額 (J)	差引過不足額 (K = I - J)

別紙 1 （定期利用保育事業）

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額						補助所要額 (G = F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 地域子育て支援推進加算 (B)	3 第三者評価受審費加算 (C)	4 とうきょう すくわくプログラム推進事業 (D)	3 認証保育所独自の取組 加算 (E)	計 (F = A)	

(単位：円)

交付決定済額 (H)	確定額 (I = G と H を比較して少ない方の額)	受入済額 (J)	差引過不足額 (K = I - J)

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

加算 項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
		零歳児保育	病児・病後児 保育事業	一時預かり事業・ 定期利用保育事業 （４時間未満）	一時預かり事 業・定期利用 保育事業（４ 時間以上）	障害児保育 （特児対象）	障害児保育（その他）		アレルギー児 対応	育児困難家庭 への支援	外国人児童受入れ	
							知的	身体				
児 童 数 （ 人 ）	４月											
	５月											
	６月											
	７月											
	８月											
	９月											
	１０月											
	１１月											
	１２月											
	１月											
	２月											
	３月											
	計											
単価(円)		4, 770	6, 800	1, 460	2, 920	45, 000	38, 000	31, 000	22, 000	30, 000	9, 000	
合計(円)												

2 地域子育て支援推進加算

加算項目			基準(実施回数等)	単価(円)	実施回数等				金額（円）	備考
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		年10日以上	600,000				日	
2	育児不安の軽減	保育所等体験		年5回 又は 延10人以上	300,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
年10回 又は 延20人以上				600,000		回		人		
3		出産を迎える親の体験学習		年3回 又は 延6人以上	300,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6回 又は 延12人以上	600,000		回		人	
4	保育人材の確保	保育拠点活動支援	基本分	年3人以上	400,000				人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。
				年6人以上	800,000				人	
			加算（ア）	基本分年3人以上	50,000				人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000				人	
			加算（イ）	基本分年3人以上	50,000				人	いずれか基準を満たした場合のみ算定可。また、基本分を算定する場合のみ算定できる。
				基本分年6人以上	100,000				人	
		不適切保育防止研修を実施している施設・事業	実施回数 1 回かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000		回		人	いずれかの基準を満たした場合のみ算定可。	
			実施回数 2 回または 3 回かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000		回		人		

5	専門家による研修実施		実施回数 4 回かつ 研修参加延べ人数 40人以上	400,000		回		人		いずれかの基準を満たした 場合のみ算定可。
		メンタルヘルス研修を実施している 施設・事業	実施回数 1 回かつ 研修参加延べ人数 10人以上	100,000		回		人		
			実施回数 2 回また は 3 回かつ研修参 加延べ人数20人以 上	200,000		回		人		
			実施回数 4 回かつ 研修参加延べ人数 40人以上	400,000		回		人		
合 計(円) (B)										

3 第三者評価受審費加算

(単位：円)

項目	実施月	上限額（円）	支出額	選定額（B）
第三者評価受審費	月	600,000		

4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額（円）	支出額（円）	選定額（円）（D）
とうきょう すくわく プログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施 要綱（令和6年3月29日付5子企企第67 6号）に定める事業実施に必要な経費（給 料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料 費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信 運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託 料、保険料、使用料および賃借料、工事 費）。 ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000		0

5 認証保育所独自の取組加算

加算項目		基準	実施予定回数(回)		金額（円）	合計額（C）（円）
認証保育所独自の取組み	育児講座、育児相談	年3回以上			0	
	健康増進支援	年6回以上			0	
	職員研修、外部研修	年2回以上			0	
加算項目		対象児童数 （延べ人）	利用者 一人当たり	単価(円)	金額（円）	
認証保育所独自の取組み	看護師職等配置 産休明け保育実施		月額	13,930	0	
	看護師職等配置 産休明け保育未実施		月額	7,150	0	

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

加算 項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
		零歳児保育	病児・病後児 保育事業	一時預かり事業・定期利用 保育事業（4時間未満）	一時預かり事業・定期利用 保育事業（4時間以上）	障害児保育 （特児対象）	障害児保育（その他）		アレルギー児 対応	育児困難家庭 への支援	外国人児童受 入れ	
							知的	身体				
児童数（人）	4月											
	5月											
	6月											
	7月											
	8月											
	9月											
	10月											
	11月											
	12月											
	1月											
	2月											
	3月											
	計											
単価(円)		4, 770	6, 800	1, 460	2, 920	45, 000	38, 000	31, 000	22, 000	30, 000	9, 000	
合計(円)												

4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額（円）	支出予定額（円）	選定額（円）（D）
とうきょう すくわく プログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱（令和6年3月29日付5子企第676号）に定める事業実施に必要な経費（給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料および賃借料、工事費）。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	0	0

年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

[illegible]

年度品川区保育力強化事業補助金 事業実績報告書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設・事業種別		
4	施設・事業所名		
	施設・事業所所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	補助事業の成果		

第 5 号様式

第 年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年度 品川区保育力強化事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号において交付決定を行った、 年度品川区保育力強化事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第 6 号様式

第 年 月 日 号

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号により通知しました、品川区保育力強化事業補助金の交付決定について、下記の理由で取消しましたので通知します。

記

取消し理由

第 7 号様式

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

品川区保育力強化事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区保育力強化事業補助金のうち、品川区保育力強化事業補助金交付要綱第 9 条の 18 の（1）の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確 定 申 告 年 月 日

2. 決 算 期 間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の 仕 入 控 除 税 額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。